

令和7年度 さいたま市立常盤小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校をつくとともに、いじめを許さない児童の意識を育成するため、「さいたま市立常盤小学校いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ対策委員会、ときわっ子いじめ対策委員会と連携して、学校全体で組織的にいじめの防止に取り組む。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは絶対に許されない」という強い認識をもつ。
- 2 いじめの問題にかかわる事件・事故を「対岸の火事ではない」という危機感をもつ。
- 3 いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努める。
- 4 いじめられる児童に徹底的に寄り添い、迅速に組織で対応する。
- 5 いじめられる児童を絶対に守り抜く。
- 6 学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 7 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 8 いじめる児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 9 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。
- 10 重大な事態については、躊躇なく関係機関との連携を図る。
- 11 教師自らの体験を語るなど、児童の将来への希望が生まれるよう働きかける。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- （1） 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため。
- （2） 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、学年主任、

教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、さわやか相談員、スクールカウンセラー、PTA会長、学校運営協議会委員、主任児童委員、民生委員、保護司、自治会長等

※必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、医師、弁護士、警察官経験者など構成員以外の関係者を招集し、対応する。

(3) 開 催

ア 定例会（各学期1回程度開催）

イ 校内委員会（生徒指導・教育相談専門委員会と兼ねて月1回程度開催）

ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを校長が招集して開催）

(4) 内 容

いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって、中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、および関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・さいたま市立常盤小学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・さいたま市立常盤小学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、さいたま市立常盤小学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

2 ときわっ子いじめ対策委員会

- (1) 目 的：いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校をつくろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：計画委員長、計画委員、代表委員、児童会各委員会の委員長
- (3) 開 催：6月、7月と10月の年3回程度開催予定
- (4) 内 容：ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
イ いじめ撲滅に向けた話し合いの結果を学校に提言する。
ウ いじめ撲滅に向け提言した取組を推進する。
エ いじめの未然防止に向けた児童の主体的な取組を推進するための話し合いを開催する。

V いじめの未然防止

1 道德教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道德教育に資する学習の充実に努め、道德教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 道德の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 「特別の教科 道德」を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」に、「B 主として人との関わりに関すること」もしくは「C 主として集団や社会との関わりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。
- 実施要項に基づき、本校の児童の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- ・児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
- ・校長等による講話
- ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
- ・学校だよりによる家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「話の聴き方・伝え方について考えよう」、「問題を解決しよう」、「対立を解決しよう」のロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要な力に気づき、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、各学級担任を中心に児童一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気学級の学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。

4 「SOS の出し方に関する教育」を通して

- 学級経営を中心としたあらゆる教育活動の中で、「教えてください」「助けてください」「相談に乗ってください」など、児童自ら SOS を出すことができる態度を育成する。
- 『いのちの支え合い』を学ぶ授業を、学年の発達段階に応じて全学年で実施し、悩みを相談することの大切さを理解したり、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付けたりできるようにする。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する

- 場合が多々あることを踏まえ、友達や信頼できる大人に相談することができるようにする。
- 校内の教育相談体制を充実させ、児童や保護者に対して、関係諸機関や相談窓口等の情報提供を行う。
 - 「ゲートキーパー研修」や『ゲートキーパー研修』フォローアップ研修」等において、教職員が児童の相談に乗るために必要なスキルの習得及び向上に努める。
- 5 メディアリテラシー教育を通して
- 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
 - 「スマホ・タブレット安全教室」の実施：6年生
- 6 保護者との連携を通して
- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
 - (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
 - (3) 子どもに基本的生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。
- 7 児童会（計画委員）の活動を通して
- 「さいたま市ストップいじめ！子どもサミット」への参加と朝会等を通じた校内での啓発活動を通して、児童の主体的ないじめ防止への取組を広げ、全校児童にいじめ撲滅の気運を醸成する。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

- 1 日頃の児童の観察
- 早期発見のポイント
 - ・児童の些細な変化に気付くこと。
 - ・気付いた情報を共有すること。
 - ・情報に基づき、速やかに対応すること。
 - (1) 健康観察 : 【一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底】
姿勢、表情、健康状態の変容 等
 - (2) 授業中 : 姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、ペアにならない、雑用をやらされる、他人と同じことをしても周囲から厳しく叱責される 等
 - (3) 休み時間 : ひとりぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等
 - (4) 給食 : 食欲がない、極端な盛り付け、当番を押しつけられる、配膳した物を他の児童が残す 等
 - (5) 登下校指導 : ひとりぼっち、荷物を持たされる 等
- 2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施
- (1) アンケートの実施：4月・9月・1月実施予定（年3回以上）
 - (2) アンケート結果 : 生徒指導・教育相談専門委員会を中心にまとめ、学年・学校全体で情報を共有する。
 - (3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。

面談した児童について、記録をとり保管。学年・学校全体で情報を共有する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 「心と生活のアンケート」を行わない月に簡易アンケートを実施し、いじめの状況把握に生かす。
- (2) いじめを認知したときは、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき対応する。

4 教育相談週間及び教育相談日の実施

- (1) 年1回に教育相談週間を設定し、各学級担任が児童一人ひとりと個別に面接し、児童の心の状態を把握する。
- (2) 月1回程度水曜日を教育相談日とし、放課後は教育相談に当たる。
- (3) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ① 教育相談に関する情報の提供
 - ② スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる教育相談の実施

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施：年1回
- (2) アンケート結果の活用：アンケートの内容に応じ、情報の収集、関係者との面談等を行う。
情報に基づき、速やかに対応する。

6 地域からの情報収集

- (1) 民生児童委員・主任児童委員：随時、各地区における本校在籍児童の家庭についての情報を提供していただく。
- (2) 防犯ボランティア：年に2～3回の会議を開催し、児童の登下校の様子等についての情報を提供していただく。
- (3) 学校運営協議会委員：年に2～3回の会議を開催し、本校の教育活動全般についての情報を提供していただく。

Ⅶ いじめの対応

学校は特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

- 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、校長を助け、組織的な対応が適切に行えるよう、関係職員に指示、命令を行う。
校長が不在のときには、組織的な対応の全体指揮を行う。
対外的な連絡調整等を行う。

- 教務主任は、関係クラスを中心に授業の調整等を行い、環境の整備を行う。
校長・教頭を助け、組織的な対応ができるよう、連絡調整を行う。
- 担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。
いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年主任は、担任に協力し、情報収集や指導等を行う。
学年職員に、今できる対応や役割について確認する。
必要に応じて、校長、教頭及び生徒指導主任に報告する。
担任とともに、いじめた児童に指導を行う。
- 生徒指導主任は、把握したいじめに係る情報について校長と教頭に報告する。
「いじめに係る対応の手引き」に基づき行われているかを確認する。
関係職員との連絡調整を行う。
担任や学年主任と協力し、いじめた児童に指導を行う。
- 教育相談主任は、いじめられた児童を中心に心のケアカウンセリングを行えるよう、連絡調整を行う。
- 特別支援教育コーディネーターは、いじめに関係した児童に特別支援教育の観点から指導、支援が必要な場合、関係職員に対し、適切な指導ができるように助言する。
- 養護教諭は、いじめられた児童を中心に、関係した児童の心身の健康状態の把握に努め、専門的な見地から関係職員に助言する。
- スクールカウンセラーは、専門的な見地から関係職員に助言する。
いじめられた児童を中心に心のケアカウンセリングを行う。
いじめに関係した児童の保護者の相談に応じる。
- 保護者は、いじめられた児童の安全を確保するとともに、心の安定を図る。
いじめた児童に、学校と歩調を合わせ、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行うとともに、豊かな心を育むよう努める。
- 地域は、いじめの状況の説明を学校から受け、必要な情報を学校に提供する。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。
- 重大事態について
 - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合

- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
- ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○ 児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していないきわめて重要な情報である可能性があることから次の対処を行う。

ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録を行い、情報の共有を図る。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校に重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

- 1 職員会議等
 - （1）校長より、いじめ対策の方針等を指示、伝達する。
 - （2）市教育委員会の施策や方針を校長より伝達する。
 - （3）校長の指示のもと、いじめの問題に対する情報交換を行ったり手立てを協議したりする。
 - （4）取組評価アンケートの実施、結果の検証を職員全体で行う。
- 2 校内研修
 - （1）いじめ問題の理解やいじめが起こったときの対応、児童理解等の研修を年1回行う。
 - （2）校内の実態等に応じて必要な研修を随時行う。

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、本校のいじめ防止基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

- 1 取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定
 - （１） 1 学期終了時に取組についての検証を行う。それを受けて、2 学期以降の改善を図る。
 - （２） 1 2 月に年間の取組についての検証を行う。それを受けて2 月に次年度の計画を立案する。（予定）
- 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定
 - （１）「取組評価アンケート」の実施時期： 6 月、1 1 月（学校評価と兼ねる）実施予定
 - （２）いじめ対策委員会の開催時期： 各学期 1 回（5 月、1 1 月、2 月予定）
 - （３）校内研修等の開催時期： 8 月実施予定 ※必要に応じて、随時開催する。

令和7年度 常盤小学校いじめ防止基本方針 具体的な取組

[illegible]